⑺　照査技術者は、下記に定める業務経験のいずれかを有しなければならない。
ａ）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］
ｂ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。平成12年度以前の試験合格者。
ｃ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。
ｄ）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、地域２において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
④　各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価方式の仕組み
本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案及び技術提案のプレゼンテーションを実施する日の前日までに入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）を「契約目安価格」に読み替え、選定された者の入札書の開札を行い、契約目安価格の２割増しの範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。この場合、落札者の提示した価格が契約目安価格を上回る場合は当該価格について確認協議を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。確認協議の主目的は、契約目安価格を超えた入札となった場合に、契約目安価格を超えた理由を確認した上で契約するためのものである。

⑵　技術提案及び入札書の提出
申請者は、申請書、確認書等の提出に併せて技術提案書を、技術提案のプレゼンテーションを実施する日の前日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶　技術提案に関する事項
技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。
なお、評価項目１）～５）で１項目でも施工計画書の提出が無かった場合、施工計画書の１項目でも不可のある場合は、不適格とする。
①　技術提案
施工計画で求める４項目（品質確保・出来形管理・安全確保・工程計画）の向上に資する工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する改善提案とする。なお、外観（外面形状、桁高一定）の変更を伴う工事目的物を変更する提案は不可とする。
技術提案の一部が不可と評価される場合は、不適格とする。
②　施工計画
１）品質確保
２）出来形管理①
３）出来形管理②
４）安全確保
５）工程計画

⑷　技術提案の評価項目及び評価指標
技術提案の評価項目及び評価指標は下記のとおりとする。なお、技術提案は評価項目毎に３項目以内とし、評価項目毎に４項目以上の場合は、不適格とする。
①　評価項目
１）品質確保の向上に資する提案
・剛結部コンクリートにおける空隙防止対策及び空隙確認・補修方法
・提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価
２）出来形管理①の向上に資する提案
・鋼桁の架設精度の出来形管理手法（目標とするキャンバーの管理値を記載すること）
・提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価
３）出来形管理②の向上に資する提案
・床版の高さの出来形管理手法（目標とする管理値を記載すること）
・提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価
４）安全確保の向上に資する提案
・施工時の交差道路通行者に対する飛来落下等の安全対策とその効果
・提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価
５）工程計画の向上に資する提案
・交差道路の夜間通行止め架設時の確実な工程計画とするための手法・体制（通行止め時の作業回数・時間を記載すること）
・提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価
②　評価指標
１）優：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの
２）良上：「良」に比べ、やや優れていると認められる内容のもの。
３）良：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。
４）良下：「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。
５）可：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。
６）不可：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。

⑸　技術評価点の付与方法
技術提案の評価項目及び評価指標は下記のとおりとする。
①　品質確保
・評価指標により、優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（20点）　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）
②　出来形管理①
・評価指標により、優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（20点）　優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不可（不適格）